

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第3号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(証人の宣誓) 第34条 [略] 2 前項の宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、これに署名なつ印 して行わなければならない。 3 [略]	(証人の宣誓) 第34条 [略] 2 前項の宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、これに署名して行 わなければならない。 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。